

ＪＵ島根オートオークション運営細則

●書類規程

- (1) 出品店は成約車両の譲渡書類一式を開催日当日含む 7 日以内（17：00 迄）にＪＵ島根事務局に提出して下さい。
- (2) 自動車損害賠償責任保険（自賠責）が離島契約の場合、落札店から書類発送日含む 7 日以内に差額請求があれば出品店に負担して頂きます。
原則、自賠責の差替え（離島から本土）は落札店が行い、差額は A A 精算書にてお支払いします。
- (3) 自動車税還付の書類は、オークション開催年度の納税を証明する書類が添付され且つ譲渡書類と一緒に提出されたものだけに受け付けます。還付に必要な書類は各自治体により異なりますので完備して提出して下さい。

●出品・落札規程

- (1) 出品車両の搬入期限は、オークション開催日前日（木曜日）の 17：00 迄です。
- (2) 3t 吊り以上のクレーン車やタンクローリー車等の特殊・特装車両は、各自治体の所轄官庁によって必要書類の取扱いが異なる場合があります。よって原則、上物の書類は無し（完備してない）として出品させて頂きます。
- (3) 出品不可車両について
 - ・ エンジン・ミッション等主要機関の欠品又はスピードメーター（オドメーター）が欠品の車両
 - ・ 車台番号（打刻）が確認できない車両
 - ・ 事業用登録ナンバープレート付き車両（緑・黒ナンバー、抹消出品は可）
 - ・ 破損状況が著しくひどい商品車と判断できない車両及び火災車両（エンジンルーム内のみも含む）
 - ・ 燃料（ガソリン）の漏れがひどく、エンジン始動に危険を伴う車両
 - ・ 車検付き車（軽自動車を除く）でナンバープレート・封印がない車両
 - ・ その他出品車両としてふさわしくないとＪＵ島根が判断した車両
- (4) 落札車両の搬出期限は、開催日の翌週月曜日の 17：00 迄です。

●車両代金の決済規程

- (1) ＪＵ島根にて初めて落札した場合又は前回の落札から 1 年以上落札のない場合は、初回のみ入金確認後の搬出対応となります。
- (2) ナンバープレートの取り外しを事務局に依頼した場合、1,000 円（税別）請求させて頂きます。
- (3) 落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度の軽自動車税は出品店負担とする。又、年度末（3 月）に開催されるオークションでの翌年度軽自動車税は落札店負担とする。
- (4) ナンバー付車両については、落札店より名変保証金【¥10,000】を預かる。

●オークション当日の契約解除規程

- (1) オークション当日、出品店又は落札店は相手方に対して規定に定めるキャンセルペナルティを支払うことにより、売買契約を解除することができます。
但し、商談落札はキャンセルできません。
- (2) キャンセルの受付時間は、オークション最終号車終了後 1 時間以内とします。

●合意管轄

(1) オークション取引の本契約は、日本国法を準拠法とし日本国法に従って解釈及び適用されるものとし、会員とJU島根との間に生じる一切の紛争の訴は、島根地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに当事者双方は合意するものとする。

●その他のクレーム裁定

- (1) 落札価格 10 万円未満の車両はノークレームです。
但し、メーター改ざん車、メーター交換車、法的問題車、接合車、冠水車、消火器散布跡車、書類による確認事項、セールスポイント記載事項、機関・機構が不良で搬出が困難な場合等、JU島根が重大であると判断した場合はクレームの対象となります。
- (2) 「オークション初出品」・「ユーザー買取車」に関する表記に相違が発覚した場合は、書類発送日を含む 7 日以内はキャンセルの対象となります。
- (3) 車台番号が腐食等の原因により管轄の運輸支局から不読と判断があった場合は、書類発送日を含む 7 日以内はキャンセルの対象となります。
- (4) 教習車・タクシー仕様・身障者仕様またその歴の未申告は、当日含む 5 日以内はクレーム対象となります。
- (5) マニュアル車のクラッチレス (2 ペダルMT)、三転ダンプの未申告は、当日含む 5 日以内はクレーム対象となります。
- (6) 福祉車両の未申告は、グレード相違と同様のクレーム対応とします。
- (7) 取扱説明書有り で不備があった場合は、国産車 3 千円・輸入車 5 千円のペナルティとします。
- (8) 走行距離が出品票の記載より 1,000 km 以上多かった場合はクレーム対象となります。但し、1,000 km 未満の場合であっても、JU島根が相当と判断した場合はクレーム対象となります。
- (9) 会場内にてセルモーター・燃料ポンプやイモビ・セキュリティの不具合、ロータリーエンジンのかぶり等、エンジンが始動しない状態に陥り、搬出不可能な場合は搬出期限内に限りキャンセル対象となります。
- (10) 「オーバーホール」・「タイミングベルト交換」などの整備内容を記載した場合、客観的に立証できる証明 (記録簿・作業明細等) を必要とします。未提出の場合、書類発送日含む 7 日以内はクレーム対象となります。
- (11) 登録遅れは、輸入車はノークレームです。
- (12) レスオプションはホイール・ナビ等、容易に取り外しが出来るものはノークレームです。
- (13) ナビゲーションのセキュリティ設定車において、パスワード不明による作動不能はノークレームです。
- (14) ホイールのロックナットキーの欠品は、搬出前までクレーム対象となります。
- (15) バントラ (中サイズ) 以上の車両については、車歴の未申告は車歴不明とします。(自家用申告がある場合の相違以外はノークレーム)
- (16) 積載物制限の申告漏れは書類発送日含む 7 日以内はクレーム対象となります。(軽ダンプの土砂禁は除く)
- (17) 自走にて搬出された車両は、走行に関しての不具合 (エンジン・ミッション・デフ、その他原因を問わず走行不能に陥った場合を含む) は、登録から 12 年・走行 15 万km 超の車両はノークレームです。
- 尚、クレーム対象となる車両でレッカー作業等が発生した場合の追加費用は、キャンセルになった場合、出品店・落札店双方の折半にて負担するものとします。

●クレーム受付期間の延長について

JU島根の定める遠隔地（中国地方以外）につきましては、クレームの受付期間を落札車両到着日までと頂きます。

●規約改正及び規約遵守義務

JU島根は、本細則にてオークションを公正・円滑に運営する為に、この規約を定めるが、本細則に改定が必要と認めた場合、規約改定を行うことができるものとし、改定内容の告知を行うものとする。又、JU島根オークション参加者はこの規約を遵守する義務を負うものとする。

●その他定めのない事項は、商組規約による運営を行うものとする。

●附則

この細則は令和2年6月12日より施行